

平成26年度 茨城県病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成26年度茨城県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 中央病院事業

(1) 病床数

一般病床数	475床
結核病床数	25床
計	500床

(2) 患者数

入院	1日平均	384人	年間	140,160人
外来	1日平均	940人	年間	229,360人

2 こころの医療センター事業

(1) 病床数

精神病床数	537床 (稼働病床数288床)
-------	------------------

(2) 患者数

入院	1日平均	253人	年間	92,345人
外来	1日平均	293人	年間	71,492人

3 こども病院事業

(1) 病床数

一般病床数	115床
-------	------

(2) 患者数

入院	1日平均	106人	年間	38,690人
外来	1日平均	157人	年間	38,308人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 本庁事業収益	239,229千円
第1項 医業外収益	239,229千円
第2款 中央病院事業収益	16,359,223千円
第1項 医業収益	13,280,149千円
第2項 医業外収益	3,048,132千円
第3項 特別利益	30,942千円
第3款 こころの医療センター事業収益	4,213,531千円
第1項 医業収益	3,006,651千円
第2項 医業外収益	1,153,943千円

第3項 特別利益	52,937千円
第4款 こども病院事業収益	5,217,725千円
第1項 医業収益	3,906,776千円
第2項 医業外収益	1,304,742千円
第3項 特別利益	6,207千円
支 出	
第1款 本庁事業費用	239,229千円
第1項 医業費用	224,335千円
第2項 医業外費用	10千円
第3項 特別損失	14,884千円
第2款 中央病院事業費用	16,612,209千円
第1項 医業費用	15,968,644千円
第2項 医業外費用	263,792千円
第3項 特別損失	369,773千円
第4項 予備費	10,000千円
第3款 こころの医療センター事業費用	4,278,674千円
第1項 医業費用	4,039,730千円
第2項 医業外費用	69,208千円
第3項 特別損失	168,736千円
第4項 予備費	1,000千円
第4款 こども病院事業費用	5,181,722千円
第1項 医業費用	5,059,602千円
第2項 医業外費用	89,859千円
第3項 特別損失	31,261千円
第4項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,398,878千円は、過年度分損益勘定留保資金607,564千円及び当年度分損益勘定留保資金791,314千円で補てんする。)

収 入	
第1款 中央病院資本的収入	1,416,277千円
第1項 企業債	755,900千円
第2項 負担金	651,740千円
第3項 国庫補助金	637千円
第4項 諸収入	8,000千円
第2款 こころの医療センター資本的収入	166,582千円
第1項 企業債	17,500千円
第2項 負担金	126,824千円
第3項 国庫補助金	21,058千円

第4項 諸 収 入	1,200千円
第3款 こども病院資本的収入	454,360千円
第1項 企 業 債	292,400千円
第2項 負 担 金	148,521千円
第3項 国 庫 補 助 金	13,439千円
支 出	
第1款 中央病院資本的支出	2,034,385千円
第1項 建 設 改 良 費	946,723千円
第2項 償 還 金	1,087,662千円
第2款 こころの医療センター 資 本 的 支 出	353,781千円
第1項 建 設 改 良 費	99,743千円
第2項 償 還 金	254,038千円
第3款 こども病院資本的支出	1,047,931千円
第1項 建 設 改 良 費	536,620千円
第2項 償 還 金	511,311千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
県立中央病院整備事業	千円 755,900	1 債券発行又は普通貸借 2 事業等の都合により翌年度に繰り延べて起債することができる。	年 利 5.0 パーセント以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30 年 以 内 (据置期間を含む。)
県立こころの医療センター整備事業	17,500			
県立こども病院整備事業	292,400			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費等 11,556,890千円

(2) 交 際 費 610千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、次のとおりと定める。

1 中央病院事業

薬品	2,228,543千円
給食材料	43,388千円
燃料	66,777千円
計	2,338,708千円

2 こころの医療センター事業

薬品	235,053千円
診療材料	22,070千円
燃料	1,214千円
計	258,337千円